13	都市整備局		都市計画区域マスタープランの策定				
事業概要	都市計画法の改正(平成12年5月公布、平成13年5月施行)により、法第6条の2に規定された「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」については、「東京の新しい都市づくりビジョン(平成13年10月)」を踏まえ、都内の全都市計画区域において策定している。都市計画区域マスタープランにおいては、当該都市計画における都市計画の基本的な方向性を示すため、						
これまでの経過	平成15年3 平成15年7 平成15年9 平成15年10 平成16年1 平成16年3 平成16年4 平成19年6 平成19年9 平成19年11	月月 月月月月月月月月月八年同公都同東都三同同東京市客京市宅主案京書	タ都を会計を都計都都を都一素東開画縦都画市市縦都	京都都市計画審議会 報 案作成 管 計画審議会へ付議 決定告示 計画区域マスタープ 計画案作成 覧(法17条) 市計画審議会へ付議	見を募集 へ中間報告し し、答申を得 ラン素案公告	、公表 る。 ・縦覧(〉法16条)
現在の進行状況	平成16年4月に、噴火災害下の三宅都市計画区域を除く都内25の都市計画区域で都市計画区域マスタープランを策定し、三宅都市計画区域についても、平成20年3月に策定した。また、都市計画区域マスタープランについて、広く都民に周知するため、局のホームページに掲載している。						
今後の見通し	「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」、「防災街区整備方針」と連携しながら、施策の実施を図る。 また、平成21年7月に改定した都市づくりビジョン等を踏まえ、改定に向けた 検討を進めている。						
問い合わせ先 都市整		都市整備	備局	都市づくり政策部	広域調整課	電話	03-5388-3227